

(別記 1)

候補者の推薦に当たってのご注意

1 顕彰の対象となる者について

次の（1）から（6）の要件のうち1つでも充たしていない候補者は、本顕彰の対象となりませんので、候補者の選定に当たって十分ご注意ください。

（1）直接工事施工の経験の積み重ねにより、直接工事施工を行うための卓越した優秀な技能を持ち、長年にわたる直接工事施工経験の結果として、このような技能に加えて現場施工管理能力等の技術的能力をも修得した者

したがって、技術者等としての経験が大半であり直接工事施工の経験が全くない者又は研修・実習等に基づくごくわずかな直接工事施工の経験しか有しない者等直接工事施工における卓越した優秀な技能を保有していることを確認できない者は顕彰の対象外となります。

（顕彰の対象外となる者の例）

・就職当初又は就職間もない時期から、直接工事施工に従事することもなくもっぱら技術者等（現場代理人、監理技術者、主任技術者、監督見習、工務担当者、事務担当者等）として施工管理業務のみ（工程管理、原価管理、安全管理、品質管理等）や設計業務のみに従事していると認められる者

（2）次のすべての要件を充たす者（①～⑤全て裏付け資料を添付）

- ①技能・技術が優秀であること
- ②技能開発、施工の合理化を図り顕著な成績を挙げていること、かつ建設工事に相当の実績のあること
- ③後進の指導・育成に努めていること
- ④工事施工において安全・衛生の向上に貢献していること
- ⑤他の建設現場従業者の模範たりうること

※上記要件の一つでも欠ける場合（裏付け無し）は対象外とします。

（3）建設現場業務に直接従事している年齢40歳以上60歳以下の者

年齢は、平成23年5月24日時点での満年齢とします。

したがって、今回の対象者の範囲は、昭和25年5月25日～昭和46年5月24日生まれの者となります。

ただし、年齢35歳以上40歳未満の者についても、技術・技能の優秀性が特に顕著である等、相当の理由がある場合には、推薦を可とします。（この場合には昭和46年5月25日～昭和51年5月24日生まれの者が対象となります。

す) 及び 61 歳以上の者(推薦数1名限度。)について、技術・技能の優秀性が特に顕著である等、相当の理由がある場合には、推薦を可とします。

- (注) 1. 「建設現場業務に直接従事している」とは、直接工事施工を行うこと及び職長等として現場施工管理を行うことをいいます。
2. 「直接工事施工」とは、建設生産物の施工において機械・器具・手道具などを用いて原料・材料を加工する業務、建設機械を操作する業務又はその他の技能的な業務に従事することをいいます。

(4) 現場業務従事期間が20年以上の者

現場業務従事期間は平成23年5月24日時点での期間とし、一年に満たない端数月は切り捨てることとします。したがって、少なくとも平成3年5月24日以前から建設現場業務に直接従事していた者であることが必要です。

(5) 自己の責任に関する無事故期間が3年以上である者

無事故期間は、様式-8の「無事故証明書」作成時点までの、自己の責任に関する事故が発生していない連続した期間として、1年に満たない端数月は切り捨てることとします。

(6) 推薦者の如何を問わず過去において、本顕彰制度と同様の趣旨の国土交通大臣(建設大臣)表彰等を授与されたことがない者

また、これまでに団体役員(全国レベル)の経験がなく、現在も団体役員でない者

2. 候補者の選定について

(1) 候補者の選定は、慎重に行っていただきますようお願いします。特に罪を犯した者、犯罪容疑者等で、顕彰することが国民感情に照らし、ふさわしくない者の推薦は差し控えてください。また、顕彰日までに退職が見込まれる者についても本顕彰制度の趣旨に鑑み推薦を差し控えてください。

(2) 候補者の選定にあたっては、技能労働者を対象として貴団体独自に実施する優秀施工者表彰制度により表彰を受けた者の中から選定する等、貴団体で独自に策定した選考基準に基づく審査や審査委員会による審査などにより、十分な審査を行っていただくようお願いします。

3. 提出書類

次の書類を下記提出先まで提出してください。

なお、提出書類の作成に当たっては、別添の提出書類作成要領を参照してください。
また、提出する書類は、すべてA4判、正1部・副1部とします。

- (1) 推薦書(様式-1)
- (2) 優秀施工者国土交通大臣顕彰審査表(様式-2)
- (3) 推薦基準調書(様式-3)

(4) 経歴書(様式-4)

(5) 関係資料

①会社概要調書(様式-5)

②組織図(様式-6)

③別添資料(資格の証明書、知事の表彰状、作品写真、新聞記事、団体会報等、候補者が顕彰を受けるにふさわしであることを明らかにするもの; A4の用紙に収めてください。)

(6) 刑罰等確認書(様式-7)

(7) 無事故証明書(様式-8)

(8) 住民票(1部)

(9) 写真

候補者本人、上半身、正面、脱帽、縦横5.0cmの正方形の証明写真(カラー)
2枚。(1枚は様式-2に貼付)

(注) 1. 提出書類に記入された候補者氏名等の漢字は、顕彰状等に使用します。別記2-2-(3)①のとおり記入し、略字等でなく楷書で書いて下さい。

2. 様式-1から様式-8は、ワードプロセッサ等による複製でも差し支えありませんが、一連の推薦書類を綴じ込む必要から、用紙の左端から1.5cmは空白にして下さい。

なお、様式の電子データをご希望の方に対しては、一太郎ファイル(Ver.10)又はMicrosoft Word(2003)にて提供いたします。下記の照会先まで電子メールにて申し込み下さい。(ただし、推薦団体からの請求のみの受け付けとしますので、傘下の個別企業等からの請求につきましては対応方よろしくお願いいたします。)

3. 住民票や添付資料等でA4でないものは、A4の用紙に貼付してください。

4. 提出書類は、一連の書類(1候補者につき1部)を綴り、提出してください。
(クリップ留めで結構です)

ただし、様式-1及び写真1枚(縦横5cmの正方形のもの)は綴り込まずに提出してください。

<提出期限> 平成22年11月5日(金)までにご提出ください。(締切厳守)

4. 個人情報の取扱い

提出書類に記載された個人情報は、被顕彰者の審査及び顕彰以外の目的には使用しません。ただし、被顕彰者につきましては、顕彰のため原則として、氏名、性別、年齢、居住所の都道府県・市町村名、職種、所属会社及び所属会社の所在地(都道府県名・市町村名)を公表いたします。また、建設マスターの活躍の場がさらに広がっていくことを期待して、上記の情報の一部に加えて顔写真を、行政等の広報誌、ホームページ等に掲載することとなります。つきましては、推薦者はあらかじめ候補者にその旨の同意を得てください。

5. 作文の募集について

候補者自身のお子さん等（未成年者に限る）を対象に、「ぼく・わたしから見たお父さん・お母さんの仕事」というテーマで、以下の要領に基づき作文を募集します。これは、建設技能者を日頃から身近で見ている建設技能者のお子さん等に、建設技能者の仕事について、誇りに思うこと、感じていることを作文にしてもらうことで、建設技能者の仕事の価値を再認識し、建設技能者に対する評価を高めることを目的とするものです。

作文の応募は任意としますので、候補者の推薦に当たって作文の応募がなくとも構いません。また、この作文は被顕彰者選考の判断材料とはしません。

応募された作文につきましては、顕彰式当日に、被顕彰者と決定された方のお子さん等から応募されたものの中から、代表となるものについて、その内容を紹介させていただきます。

(1) 応募資格

候補者のお子さん・お孫さん・甥御さん・姪御さん（未成年者（平成23年5月24日現在）に限る）

(2) テーマ

「ぼく・わたしから見たお父さん・お母さん（おじいさん・おばあさん、おじさん・おばさん）の仕事」
(候補者の仕事に関する作文であれば、題名は自由です)

例えば、

- ・建設技能者として働く候補者を誇りに思ったこと
 - ・家庭で建設技能者という仕事について見聞きして感じたこと
 - ・建設技能者という仕事について思っていること、感じていること
- などを書いてください。

(3) 文字数

400字詰め原稿用紙1～3枚程度（400字～1,200字程度）

手書きの場合は、鉛筆（H B以上）またはボールペンで記入してください。

ワードプロセッサ等で作成し、プリントアウトしての応募も可能です。

作文には、本文の前に、題名、氏名（ふりがな）を記入してください。

(4) 応募点数

1人1編

(1人の候補者について複数の応募資格者がいる場合は、複数応募していただいても構いません)

(5) 応募方法

作文と応募用紙（様式9）を綴り、応募してください。（クリップ留めで結構です）

候補者の推薦書類と同封して上記の推薦書類の提出先に応募していただくな、平成23年1月31日（月）までに推薦団体を通じて上記の推薦書類の提出先に応募してください。

(6) その他

応募された作文はお返しできませんので、ご了承ください。

応募された作文につきましては、顕彰式当日に内容を紹介する場合があるほか、顕彰制度・被顕彰者の広報活動に利用する場合がありますので、その点をご理解の上ご応募ください。